

認知症専門 なかデイサービスセンター利用料金表

★ 9:30～16:00(6時間30分)

	介護予防認知症		認知症通所介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 介護サービス費	673	751	778	861	944	1,026	1,109
2 サービス提供体制加算Ⅱ(※1)	6		6				
3 入浴介助加算(※2)	50		50				
4 介護処遇改善加算Ⅲ(※3)	31	34	35	39	42	46	49
1単位あたりの地域区分単価(10.33)×単位合計小数点以下切捨							
1回あたりの利用者負担金(1割負担※4)	785	869	898	987	1,076	1,165	1,254
お食事(おやつ含)	500		500				
合計(1日あたり)	1,285	1,369	1,398	1,487	1,576	1,665	1,754

★ 9:30～17:00(7時間30分)

	介護予防認知症		認知症通所介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 介護サービス費	766	855	885	980	1,076	1,172	1,267
2 サービス提供体制加算Ⅱ(※1)	6		6				
3 入浴介助加算(※2)	50		50				
4 介護処遇改善加算Ⅲ(※3)	35	38	40	44	48	52	56
1単位あたりの地域区分単価(10.33)×単位合計小数点以下切捨							
1回あたりの利用者負担金(1割負担※4)	885	980	1,013	1,116	1,219	1,322	1,425
お食事(おやつ含)	500		500				
合計(1日あたり)	1,385	1,480	1,513	1,616	1,719	1,822	1,925

時間延長に際しての負担金の差額(1日あたり)	100	111	115	129	143	157	171
-------------------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

★介護予防とは？

要介護状態になることをできる限り防ぎ、例えば要介護状態になってもそれ以上悪化させないようとする取り組みです。
ご利用者の生活の維持・向上を積極的に図り、予防・軽減を行うことにより、出来る限り自立した生活を送ることができるようになることを目的としています。



○加算の説明

(※1) サービス提供体制加算Ⅱ	通所介護を利用者に直接提供する介護職員のうち、勤続3年以上の者が30%以上である場合、算定されます。
(※2) 入浴介助加算	利用者の身体状況に応じた方法で入浴介助を行った場合に算定されます。
(※3) 介護処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等の実地を福岡県知事に届け出た事業書としてサービスを提供する為、加算を算定させていただきます。 1か月の利用単位の合計(1+2+3)×4.2% 介護度や利用回数等により変動します。
(※4) 1割負担	上記の表は1割負担の方の表となっています。各利用者の負担割合に応じた金額となります。

○その他の加算

若年性認知症利用者受入加算	サービス単位	60単位(1日)
---------------	--------	----------

※40歳～64歳の方で初老期における認知症と診断された方が利用された場合に加算を算定させていただきます。

★個人情報の取扱いについて★

社会福祉法人悠生会は、利用者等の個人情報を適切に取り扱う事は介護サービスに携わる者の重大な責務と考えます。法人が所有する利用者等の個人情報に関し、適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得る為に、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令やその他法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。又、ガイドラインにつきましては中デイサービスセンター入口にありますのでご自由にご観覧下さい。